

# PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

令和 1 年 11 月版

## 第 194 回法律問題研究部会

- 開催日時 令和 1 年 11 月 15 日（金） 午後 1 時～午後 4 時  
 開催場所 TKP 上野駅前ビジネスセンター 6A  
 出席人数 部員 12 名、賛助部員 3 名、正会員オブザーバー 1 名、合計 16 名  
 出席者 <リーダー>  
 荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 顧問  
 <サブリーダー>  
 八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長  
 <部員>  
 辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長  
 生島 靖也 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当  
 佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 部長代理  
 武田 裕明 株式会社ニラク 法務部  
 吉田 一雄 株式会社 TRY&TRUST 監査  
 清水 文在 株式会社セントラル伸光 常務取締役  
 武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長  
 小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長  
 志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員  
 酒井 勝美 株式会社三永 経営戦略室 監査担当 顧問  
 <賛助部員>  
 國澤 良平 株式会社大商 景品流通システム部 部長  
 齊藤 新市 グローリーナスカ株式会社 BC 部 サブマネジャー  
 田野倉 司 合同会社 DMM.com 営業戦略部 マネージャー  
 <正会員オブザーバー>  
 戸田 有希乃 株式会社ニラク 法務部

### 1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

機構の伊勢崎清理事・事務局長より依存防止対策調査の詳細を伺った。非常にわかりやすい依存防止対策調査の冊子が機構の HP に掲載されており一読を勧められた。なお、これまでの不正検査では発見次第通報となるが、機構の依存防止対策調査では、依存防止対策の導入推進とホールの責務を調査する事が目的なのでそうはならないと伺った。今後は、3 年後のギャンブル等依存症対策推進基本計画の見直し時に不具合などがあれば修正、反映されるようになるとの事。また、実際のチェックでは、チェックシートに記載してある内容をご理解いただきスムーズな調査にご協力いただきたいとのことだった。掲載するポスターのオリジナル、または各社デザイン済みなどに関しては、変更可能なポスターで「趣旨が伝わる」ものであれば大丈夫という事だった。また、従業員教育、初心者への遊技方法のご案内については、今後全日遊連から出てくる詳細を参考にしてほしいとの事。なお、この調査結果は、21 世紀会と行政、第三者機関に報告するという事であった。不明な事があれ

ば、機構に電話で直接問い合わせてほしいとの事だった。最後に、承諾書の送付セットは既に発送されており、これを12月中旬をめどに回答していただきたい、そして、同時期にこれをHPに掲載開始するとの事だった。また、先週開催された福島県、郡山市の株式会社ニラク主催のセミナーにおいて、「地域のセーフティネットをどう作るか」をテーマにして、支援職の方に多数参加いただいたと報告があった。また、そういった方々にパチンコ遊技の基本を教えた所、非常に興味深いという感想を頂いたという事だった。また、警察庁講話の依存問題に触れている部分に関して意見を交換した。

## 2) 旧規則機の廃棄処理について

令和1年10月28日、日工組より「旧規則機の廃棄処理について（お願い）」という文書が届いた。これは、規則改正の施行から1年半が経過したものの未だに旧規則機が市場に多く残存しており、今後大量の使用済み遊技機が発生した場合、日工組の回収システムで処理できる能力を遥かに上回る可能性を懸念しての事。パチンコ業界では過去に使用済み遊技機の野積みが社会問題化した事実もあり、日工組としては、今後設置することができない検定切れ、認定切れ遊技機を早めに排出、また、その処理を日工組回収システムや、遊技機リサイクル選定業者の利用を促進するよう求めている。部会では、社会問題化を避けるためにもホールへの注意喚起として捉えるべきとして、再度の周知が図られた。

## 3) 高射幸性回胴式遊技機の設置比率に関する自主規制期限の再設定について

全日遊連より「高射幸性回胴式遊技機の設置比率に関する自主規制期限の再設定について」という文書が届いた。全日遊連は11月13日に開催した全国理事会で、高射幸性回胴式遊技機の設置比率に関する自主規制の再設定を話し合い、各ホールにおける設置比率を2020年1月31日時点で15%以下とすることを決議した。同日におけるもともとの目標値「5%以下」の期限は延期し、新たな期限の設定については6号機の市場への供給状況等を見ながら検討するとしている。更に、各ホールにおいては、設置比率5%以下の早期達成に向け、一貫して減少傾向となるよう努めること、「各ホールにおける高射幸性回胴式遊技機の設置台数を増台するような行為を行わない」「お客様が遊技をすることを想定していないような遊技機を設置して総設置台数を増台することによって、高射幸性回胴式遊技機の設置比率を下げるような行為を行わない」ことを申し合わせた。この一連の背景には、昨年11月全日遊連理事会で、各ホールにおける高射幸性回胴式遊技機の設置比率目標値を「2019年1月31日時点で15%以下」としていた自主規制の期限を、6号機の市場への供給の見通しが極めて厳しい状況にあることを理由に延期しており、1年後の2020年1月末に5%以下とする当初の目標値の動向が注目されていた。部会では、高射幸性回胴式遊技機に関する各社の現状や各都道府県での動向について情報が共有された。

## 4) 法律問題研究部会 質問コーナー 2019.11

**Q1：遊技機の寄付に際して注意すべき点とは？**

**Q1-1：特別養護老人ホームより、認知症予防の取組みとしてスロット機の遊技を検討しているので、使用していないスロット機の寄付してほしいと依頼がありました。**

**寄付するに際しての手続き、注意事項はどのようなものがあるか教えて頂きたいと思います。**

A1：寄付すること自体については、特に法的な問題は発生しない。ただし、寄付した遊技台を廃棄する際に法に則って廃棄して頂く必要があるため、その説明を実施する必要がある。また、実際に老人ホームへ遊技台の寄付を行った際には、上記内容に加えて遊技台を循環的に改造し、電源のための変圧器をつけた。

A2：懸念①：遊技台の適正な廃棄処理について 遊技台の不法投棄を防ぐため、寄付した遊技台を廃

棄する時に、適正な処理もしくは、返却していただく旨を相互確認し、書面に残す。

懸念②：闇スロ等、遊技台の不適正な利用について 営業の用に用いないように、この部分も相互確認し、書面に残す。

**Q 2：検定切れ、認定切れに関する資料 要求書について**

**Q 2-1：検定切れ、認定切れの遊技機の資料を要求する文書を、この M 県以外で受け取ったかどうか、また、その都道府県が知りたい。**

A 1：全店確認したが、そのような資料は確認出来ず。（同回答 x1）

**Q 3：サイトセブンポイントクラブについて**

**Q 3-1：「サイトセブンポイントクラブ」というサービスを当社独自の来店ポイントと併用しての実施は可能か。来店ポイントのサービスを実施しながら、第三者のポイントが付与されるサービスを加えてしまうと、総付け景品等の提供に関するガイドラインに抵触するのではないか。**

A 1：総付景品のアイデアの元となったサービス。なお、総付景品自体がホール主体で提供することが前提なのでそこが懸念点。しかし、ホール独自の来店ポイントを廃して、このサービスに来店ポイントを依頼するのは原則では可能。また、景品とこのサービスの提供物が被らないようにすべき。

## 5) 2019 年 11 月 12 日 余暇進秋季セミナーにおける行政講話について

2019 年 11 月 12 日、余暇進 秋季セミナーにて行政講話が行われた。講話では、業界の健全化を推進する上で特に必要なこととして「ぱちんこへの依存防止対策」「営業所の ATM 等の撤去等について」「出玉規制の強化について」「依存問題に関する普及啓発の推進について」「自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援について」「射幸性の抑制に向けた取組について」「検定機と性能が異なる遊技機の問題について」「遊技機の不正改造の絶無について」「ぱちんこ営業の賞品に関する問題について」「賞品の取りそろえの充実及び適切な賞品提供の徹底について」「広告・宣伝等の健全化の徹底について」を挙げ、それぞれについて見解が述べられた。

部会では、講話の内容で、自己申告・家族申告プログラムの導入率の詳細の部分が新たに加わった、等の意見が述べられ、それぞれの内容を検討した。

## 6) 次回開催

開催日：令和 1 年 12 月 18 日（水）

時間：午後 1 時～4 時

開催場所：TKP 上野駅前ビジネスセンター 6A

以上